

理事・課長	水道技術管理者	参事	補佐	係長	係員	受付番号
						—

給水装置（新設・増改築・一時用）工事申込書

須恵町長 殿 令和 年 月 日

次のとおり給水装置工事を申し込みます。なお、裏面の誓約書について誓約し、須恵町上水道給水条例及び諸規定を遵守いたします。また、本申請における手続き及び工事の一切を、下記指定工事事業者に一任します。

申込者	住所						
	氏名 ⑩ TEL						
設置場所	糟屋郡須恵町大字						
給水用途	一般住宅 共同住宅 店舗 事務所 公共 建売 その他（ ）						
給水栓数	栓	責任分岐バルブ	有 ・ 無	井戸	有 ・ 無	量水器口径	φ mm
受任者 (指定工事事業者)	会社名						
	(代表者名) ⑩ TEL						
	主任技術者氏名 TEL						

以下、町記入欄

給水申込加入金	納入金額 円	納入年月日 年 月 日	取扱者
---------	--------	-------------	-----

既設権利あり ☐ 開発納入済み ☐

【添付書類確認欄】

位置図 ☐ 給水計画図面 ☐ 建築平面図 ☐ 建築確認済証写し ☐

【備考欄】

主な使用材料（須恵町上下水道課仕様）

名称	種類	規格	備考
地上式メーターボックス	町指定(セキスイ)	φ	
青銅製丸ハンドル埋設用仕切弁		φ	
バルブボックス蓋(内径 10cm 以上)	鋳鉄 ・ 樹脂		

誓 約 書

須恵町長 殿

水道給水申込みに際し下記の事項を遵守します。

1. 本申込における施工に関しては、関係法令を遵守し、不備があった場合は直ちに是正します。
2. 量水器ボックスは破損が無いように維持管理し、貴町の指示どおりメーターの保管を行い、常に検針、交換に支障がないようにします。なお、当方の都合で造成、造園、外構工事、建替え等を行いメーターの設置位置が須恵町において不適と指示された場合は、指示に従い当方の費用負担にて配水管分岐箇所からメーターまでを移設します。
3. 断水及び減水時等で業務に支障をきたす恐れがある場合は、受水槽式給水を行います。なお、店舗等入居者には、賃貸契約時にその旨を徹底することを約束します。又、受水槽式給水を無視し業務に支障が生じた場合でも営業補償等の苦情は一切申し立てません。
4. 申請にあたり現場状況等をよく把握し、水圧低下・出水不良等があっても、苦情・異議申し立てはいたしません。
5. 新設した給水装置は、配水管分岐箇所から責任分岐点までを町に無償譲渡し、責任分岐点以降の給水管については、当方で維持管理を行います。その他の給水装置は善良な管理者の注意をもって、管理します。なお、漏水が発生した場合を考慮して管路周辺は、修理が容易にできる状態に保持します。
6. 今後、各口径別使用量が規定以上と認めた時は、指示に従い口径の変更をいたします。なお、それに伴う差額及び工事費については、当方で負担いたします。
7. 浄水器、軟水器等を設置した場合、設置箇所以後の水質に関しては当方が管理を行います。
8. 他人の土地に給水装置を設置もしくは他人が所有する給水装置(私設管)を使用または撤去する場合は、あらかじめ、その土地または給水装置(私設管)の所有者に対し、工事の目的、場所及び方法を通知し、承諾を得たうえで施工します。
9. この工事に関して、利害関係人またはその他の者から異議があったときや、利害関係者との間に紛争または事故を生じた場合は、すべて当方の責任において解決します。
10. 水道料金等の支払いについては、納入期日までに必ず支払います。使用者の変更届は責任をもって速やかに提出し、使用者が料金滞納及び須恵町上水道給水条例等諸規定に違反した場合は、いかなることがあっても責任をとります。

売買等で所有権に変更が生じた場合、上記すべての内容を継承いたします。